＜サービス利用料金＞

① 指定訪問介護の利用料金　（厚生労働大臣が定める基準による告示上の額とする）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前８時から午後６時）での料金は次の通りです。

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの時間	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
身体介護	20分以上30分未満	2，500円	250円	500円	750円
	30分以上60分未満	3，960円	396円	792円	1，188円
	60分以上90分未満	5，790円	579円	1，158円	1，737円
	90分以上(30分増す毎に)	840円	84円	168円	252円
	午後6時～午後8時までの時間20分未満	1，670円	167円	334円	501円

サービス名称	サービスの時間	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
生活援助	20分以上45分未満	1，830円	183円	366円	549円
	45分以上	2，250円	225円	450円	675円

サービス名称	身体介護の時間に続いて生活援助サービスに要する時間	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
身体介護＋生活援助	20分	670円	67円	134円	201円
	45分	1，340円	134円	268円	402円
	70分	2，010円	201円	402円	603円

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価】

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和３年９月までの間、基本報酬に０．１％上乗せとなります。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

・その他加算

加算の名称	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
初回加算（月）	2，000円	200円	400円	600円
緊急時訪問介護加算（回）	1，000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（月）	1，000円	100円	200円	300円

・加算の算定要件

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合
緊急時訪問介護加算	サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、居宅サービス計画において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を緊急に行った場合
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合

☆平常の時間帯（午前８時から午後６時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

・夜間（午後６時から午後１０時まで）：２５％

・早朝（午前６時から８時まで）　　：２５％

・深夜（午後１０時から午前６時まで）：５０％

☆２人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の２倍の料金をいただきます。

＊２人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

②　指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業の利用料金（厚生労働大臣が定める基準による告示上の額とする）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
訪問型サービス費Ⅰ	週１回程度の訪問型サービスが必要とされた方（事業対象者・要支援１・２）	11，760円／月	1，176円	2，352円	3，528円
訪問型サービス費Ⅱ	週２回程度の訪問型サービスが必要とされた方（事業対象者・要支援１・２）	23，490円／月	2，349円	4，698円	7，047円
訪問型サービス費Ⅲ	週２回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者（要支援２）	37，270円／月	3，727円	7，454円	11，181円

・その他加算

加算の名称	基本利用料	利用者負担(１割)	利用者負担(２割)	利用者負担(３割)
初回加算（月）	2，000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算（月）	1，000円	100円	200円	300円

・加算の算定要件

初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合

※　その他の加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業が利用者に指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業を行なった場合	利用料と該当する加算の合計金額の137／1000に相当する金額
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業が利用者に指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び第一号訪問事業を行なった場合	利用料と該当する加算の合計金額の42／1000に相当する金額

③　**訪問型サービスＡ（基準緩和したサービス）の利用料金**（厚生労働大臣が定める基準による告示上の額とする）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担（１割）	利用者負担（２割）	利用者負担（３割）
訪問型サービスＡ	生活援助 １回２０分（１日の上限なし） 月当たり２４回まで （事業対象者・要支援１・２）	810円／回	81円	162円	243円

☆ご契約者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画等が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。